

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2017年4月号(J212)

このニューズメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニューズメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 専利法猶予期間関連の改正条文が2017年5月1日から施行
- 02 「冰晶」商標の盗用で、スキンケア化粧品会社に賠償金1千万余新台幣ドル支払いの判決
- 03 「支付宝」商標に類似で欧付宝会社が敗訴
- 04 TPMS 関連著作権侵害で1.66億新台幣ドル賠償命令判決、怡利公司是上訴の構え
- 05 台湾のサブナノ級ポジショニング技術、国際ナノテクノロジー総合展で高い評価
- 06 台米間で知的財産権法執行協力覚書を締結

台湾知的財産権関連判決例

- 01 **営業秘密関連**
競争禁止義務条項及び営業秘密保護の合理性に係る判断

今月のトピックス

J170407Y1

01 専利法猶予期間関連の改正条文が2017年5月1日から施行

2017年1月18日に改正公布された専利法（訳注：専利法は日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）の一部条文が行政院の審査決定を得て同年5月1日から施行される。新規性又は進歩性の喪失例外の猶予期間（グレースピリオド）関連条文について今回の改正要点は次のとおり。

- 一. 特許及び実用新案の猶予期間が6ヵ月から12ヵ月に延長される。
- 二. 猶予期間が適用できる公開の様態については、いかなる公開も制限されないと緩和し、出願人の本意によるもの又はその本意によらないものであればよい。
- 三. 手続き要件も緩和し、出願時に猶予期間の主張をする必要がない。

今回の補正は2017年5月1日当日及びそれ以降に提出される出願案件に適用される。（2017年4月）

J170322Y2

02 「冰晶」商標の盗用で、スキンケア化粧品会社に賠償金1千万余新台幣ドル支払いの判決

勇兆国際有限公司（Cryolite Inc.、以下「勇兆公司」）は1995年にスイスメーカー「Cryolab S.A.」が製造する「CRYOS」ブランドのスキンケア化粧品とメーキャップ化粧品について台湾総代理権を取得し、經濟部に「冰晶」商標及び図案の専用権を出願したが、2015年に「冰晶」商標が第一化粧品廠股份有限公司（First Cosmetics Manufacture Co., Ltd.、以下「第一化粧品公司」）に盗用されたことを発見したため、告訴を提起した。

勇兆公司是次のように主張した。「冰晶」商標は台湾で高度な識別性を有する国内美容業界の著名商標であり、該社がすでに商標権を取得しているが、第一化粧品公司是大量に「冰晶」商標を使用したうえ、香港商雅虎資訊股份有限公司台灣分公司（Yahoo! Taiwan Holdings Limited）から「冰晶」の検索キーワードを購入して、検索したときに一番上に掲示されるようにしたため、消費者を混同させるおそれがある。

それに対して第一化粧品公司是、その商品には該社の「de」商標が明確に表示され、「冰晶」商標を使用していないとして、商標権侵害を否認した。

知的財産裁判所は、勇兆公司的「冰晶」商標が識別性を有しており、第一化粧品公司には「冰晶」商標のビジネスにおける信用にただ乗り（フリーライド）する意図があることが明らかであり、すでに勇兆公司的商標権を侵害していると認め、第一化粧品公司及びその代表者に勇兆公司に対する損害賠償金1773万2386新台幣ドルの支払いを命じる判決を下した。（2017年3月）

J170316Y2

J170315Y2

03 「支付宝」商標に類似で欧付宝会社が敗訴

アリババ・グループ（Alibaba Group Holding Limited）は欧付宝電子支付股份有限公司（allPay Electronic Payment Co., Ltd.、以下「欧付宝公司」）の「ALL PAY ALL 付寶及び図」商標が該グループの「支付宝Alipay.com & Device」、「ALI PAY」等商標に類似しているとして、知的財産局に無効審判を請求したが、請求不成立の審決を受けた。アリババ・グループがこれを不服として行政訴願を提起したところ、經濟部は双方の商標が類似を構成しており、且つ引用商標がすでに高度な著名の水準に達していることを認め、原処分を取り消すよう決定した。欧付宝公司是これを不服として行政訴訟を提起したが、知的財産裁判所は依然として双方の商標が類似しており、且つ引用商標が著名商標であると認め、原告の請求を棄却した。

判決書によると、「ALL PAY ALL 付寶及び図」商標は英語の「ALL PAY」と「ALL 付寶及び圖」を上下に排列して組み合わせたもので、一見したときの印象は「ALL PAY」と「ALL 付寶」がそれぞれ主要部分であり、引用商標である「支付宝Alipay.com & Device」、「ALI PAY」

商標と類似しており、類似度は低くない。さらに「付寶」の2文字は中国語固有の単語ではなく、「付款」（支払い）の意味とは異なり、電子取引プラットフォーム、オンラインショップ及びオンラインショッピングの検索エンジン等の事業に使用され、生来的識別力を有する。欧付宝会社は、「付寶」は即ち「付款」の意味であり、第三者決済プラットフォームでの使用では識別力が弱い一般名称であると主観的に主張しているが、採用できない。

判決書では、両社の商標が使用を指定する商品及び役務も同一又は類似し、且つ高い関連性を有しており、さらには引用商標の「支付宝Alipay.com & Device」、「ALI PAY」商標が著名商標であるため、係争商標の「ALL PAY ALL 付寶及び図」は消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるとも指摘されている。よって知的財産裁判所は經濟部の訴願決定に不適法なところはなく、欧付宝会社に敗訴を言い渡した。（2017年3月）

J170331Y3

J170330Y3

04 TPMS関連著作権侵害で1.66億新台幣ドル賠償命令判決、怡利会社は上訴の構え

怡利電子工業股份有限公司（E-Lead Electronic Co., Ltd.、以下「怡利会社」）は2017年3月30日付発表の重要なお知らせにおいて、2015年10月20日に為升電装工業股份有限公司（Cub Elecparts Inc.、以下「為升会社」）が怡利会社を相手取り、著作権侵害行為による損害賠償等を請求する訴訟を知的財産裁判所に提起し、怡利会社が生産・製造するタイヤ空気圧監視システム（TPMS）及び書込みツールは為升会社が所有する機器語プログラムの著作権を侵害していると主張し、損害賠償を請求していたが、知的財産裁判所第一審は、怡利会社に対して1億6600万新台幣ドルを為升会社に支払うとともに、新聞に謝罪広告を掲載するよう命じる判決を下したと伝えた。

怡利会社によると、本紛争の製品は海外の顧客にテスト用として供しているだけであり、輸出申告額は約数十万新台幣ドルであり、且つ紛争を回避するために怡利会社は一部の紛争製品の自主回収も行っており、該判決は比例原則に違反しているため、判決書が届くのを待って弁護士と相談し、弁護士に上訴を提起するよう委任するとしている。（2017年3月）

J170310Y5

J170303Y5

05 台湾のサブナノ級ポジショニング技術、国際ナノテクノロジー総合展で高い評価

ナノの極限を突破して、台湾の精密技術が海外で再び認められた。台湾大学機械科（Department of Mechanical Engineering, NTU）と中央研究院物理研究所（Institute Of Physics, Academia Sinica）が7年にわたって共同研究してきたサブナノ級ポジショニング技術は、科技部「研究開発成果萌芽計画（Germination Program）」の補助を受けて商品化の開発が進められてきたもので、東京の「第16回国際ナノテクノロジー総合展(Nano Tech 2017)」で高い評価を得た。台湾はドイツ、米国、日本に次いで世界で4番目にこの核心技術を持ち、成熟させて商品化できる国となった。

この台湾が開発したサブナノ級ポジショニング技術はナノテクノロジーを基礎としており、超精密ポジショニングの核心でもあり、商業的価値は2018年に85億米ドル（260億新台幣ドル）に達することが予測されている。

サブナノ級ポジショニング技術はナノ級X線顕微鏡、原子力顕微鏡及び電子顕微鏡等に応用されており、中央研究院物理研究所の実験機器の多くに同技術が使われている。さらに台湾の技術はドイツ、米国、デンマーク、日本の大学や研究機関でも採用されている。（2017年3月）

J170323Y6

J170322Y6

06 台米間で知的財産権法執行協力覚書を締結

米国在台協会（AIT）と駐米台北経済文化代表処（TECRO）は2017年2月22日「台米間の知的財産権法執行協力に関する覚書」に締結した。これは、双方の知的財産権に係る違法行為及び貿易詐欺行為に対する法執行や調査の協力の強化並びに法執行の経験、技術及び情報のシェアにおいて大いに役立つ。この覚書締結を通じて台湾と米国が国、分野、専門の枠組みを超えて協力することになり、これは台米間の知的財産保護協力における重要なマイルストーンとなり、台米関係をより深めるのに役立つものとなる。

新興の科学技術やインターネットの発展にともない、知的財産権に係る犯罪のグローバル化が進む傾向があるだけでなく、次々と新しい犯罪の手口が出てきており、今日の知的財産権に係る法執行は厳しい課題を課されている。「台米間の知的財産権法執行協力に関する覚書」の協力枠組みにおいて台米双方は法執行に係る技術や実務経験の交換、情報のシェア、訓練の協力、模倣品の輸出入や海賊版（の複製・頒布）を撲滅するための専門知識の強化等の具体的な協力事項を共に推進していく。今後わが国の法務部検察司（Department of Prosecutorial Affairs of the Ministry of Justice）、法務部調査局（Investigation Bureau of the Ministry of Justice）、内政部警政署（National Police Agency of the Ministry of the Interior）、財政部関務署（The Customs Administration of the Ministry of Finance）等の検察、警察、調査及び税関業務の主務機関が米国とともに国際的な新しい形態の犯罪に対する調査協力や関連する技術、実務経験のシェアをより緊密に行い、知的財産権に係る犯罪を効果的に撲滅していき、これは法執行の能力を培うのに役立つ。

台湾はこれまでも知的財産権の保護を重視し続けてきたが、「台米間の知的財産権法執行協力に関する覚書」の締結を通じて台米双方の法執行に関する協力はさらに一步前進し、知的財産権法執行をより着実にいき、産業革新や創造的な文化の発展に有利な知的財産権保護環境を作り上げることができるにちがいない。（2017年3月）

台湾知的財産権関連判決例

01 営業秘密関連

■ 判決分類：営業秘密

I 競業避止義務条項及び営業秘密保護の合理性に係る判断

■ ハイライト

一、競業避止義務（条項）の目的が使用者の商業的利益と営業秘密を保護することであることから、使用者が保障しようとする営業秘密又は商業的利益に係る秘密情報はそれが関わる専門性、独創性、秘密性の性質が高いほど、使用者が競業避止義務条項でこの営業情報を保障する正当性が高くなる。ただし被用者が使用者の下で習得した特殊な知識又は技能を利用して使用者にとって不利益となる競業行為を行うときのみ、競業避止義務条項は合理的制限の範囲となる。被用者が仕事上の経験で蓄積して内在化された資産は、競業避止義務条項で保護される特殊な知識や技能と見なすことはできない。

二、被用者に退職後の競業行為を禁止する条項に、競業行為を禁止する地域及び期間が全く明文化されておらず、さらに競業避止義務に対する合理的な代償がないだけでなく、競業避止義務（条項）による保護を受ける正当な利益もないならば、該条項が退職した被用者の自由に仕事を選択する権利を放棄するよう約定することで、その生存権、就労権に対して甚大な影響を与えてしまい、その状況は明らかに著しく公正に欠き、権利を濫用するものとなる。（資料出所：知的財産局）

II 判決内容の要約

台湾高等裁判所民事判決

【裁判番号】104 年度勞上字第 124 号
【裁判期日】2016 年 5 月 18 日
【裁判事由】損害賠償

上訴人 兆発科技股份有限公司 (T-Win Technology Service Inc.)
被上訴人 ○建良

上記当事者間における損害賠償請求事件について、上訴人は 2015 年 10 月 21 日台湾新竹地方裁判所 104 年度勞訴字第 4 号第一審判決に対して上訴を提起するとともに、訴えの追加を行った。本裁判所は 2016 年 5 月 4 日に口頭弁論を終え、次のとおり判決する。

主文

上訴及び追加の訴えをいずれも棄却する。
第二審（追加の訴えを含む）の訴訟費用は上訴人の負担とする。

一 事実要約

(一)上訴人は起訴して次のように主張している。被上訴人は 2011 年 1 月 11 日から上訴人(会社)に雇用され、IC レイアウトエンジニアを担当した。双方の秘密保持契約（以下「係争契約」）第 4、8 条の約定により、被上訴人は雇用期間及び雇用解約後に上訴人の同意を得ずに、上訴人の業務と同じ又は類似する会社、商号又は個人の被用者、受任者等に就任してはならない。また被上訴人は在職期間に係争契約第 4 条第 3 項に約定された競業禁止義務の対価として「代償金」3930 新台幣ドルを毎月受領していた。ところが、被上訴人は 2013 年 12 月 25 日に退職した後、上訴人から書面での同意を得ずに、2014 年 3 月 31 日から上訴人の業務項目とほぼ同じである訴外人臣徳科技有限公司 (Chandler Technology Co. Ltd.、以下「臣徳公司」) に雇用され、同日臣徳公司の指示で上訴人の顧客である台湾積体電路製造股份有限公司 (Taiwan Semiconductor Manufacturing Company, Limited、以下「台積電公司」) に派遣され、IC レイアウトプロジェクトの作業を行っており、これは係争契約の上記約定に違反するものであり、双方間の雇用契約が解約された後に負うべき残存義務に違反し、かつ故意に善良な風俗に反する方法で上訴人に損害を与え、さらには法律上の原因がなく上訴人が発給した競業禁止義務に対する代償金を受け取った。係争契約、民法第 227 条が準用する第 226 条第 2 項、第 184 条第 1 項後段及び第 179 条の規定により、被上訴人に損害賠償を請求する。被上訴人が在職期間中に受領した競業禁止義務に対する代償金である計 14 万 1480 新台幣ドル、被上訴人が上訴人の会社で職業訓練期間に受領した給与である計 51 万 148 新台幣ドル及び上訴人が失った台積電公司からのサービス報酬 85 万 1240 新台幣ドルを足した合計損害額は 150 万 2868 新台幣ドルである。

(二)被上訴人は次のように主張している。係争契約第 4 条は、被上訴人が「上訴人に雇用されていた期間」においてのみ（上訴人の）同意を得ずに上訴人の業務と同じ又は類似する会社、商号又は個人の被用者となつてはならないと制約するもので、被上訴人が退職した後は競業行為を禁止するという制約を受けるものではない。さらに係争契約は企業経営者である上訴人が不特定多数の被用者と結ぶ同類の契約に先立って作成された定型約款の契約であり、その中の競業禁止義務条項である第 4 条と第 8 条では合理的な補填手当又は代償措置が約定されておらず、かつ被上訴人が退職した後に競業行為を禁止する対象、期間、地域については限定されておらず、被上訴人が生計を立てるのに困難をもたらすものである。被上訴人は在職期間に上訴人の営業秘密又は特殊な知識及び技能を得ておらず、上訴人が競業禁止義務条項の保障を受ける正当な利益が存在しない。民法第 247 条の 1 及び第 148 条規定により、当該条項は著しく公正に欠くもので無効である。また上訴人が被上訴人の在職期間に毎月支給した 3930 新台幣ドルは「勤勉手当」であり、労務の対価としての給与であり、競業禁止義務に対する代償金ではない。また従業員の養成及び訓練は職業の自然現象であり、上訴人は被上訴人のためにいかなる在職研修費も支給したことがなく、被上訴人が受領した給与を在職研修費と認めることもできない。さらに、上訴人は被上訴人が退職した後に台積電公司との取引を開始しており、被上訴人の退職によって台積電公司へのサービスからの得べかりし利益を逸失したと上訴人が主張することには根拠がない。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 上訴人の上訴及び訴えの追加の請求：1. 原判決を取り消す。2. 被上訴人は上訴人に対し、150万2868新台幣ドル及びこれに対する起訴状副本送達の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。3. 上訴人は担保を供託するので、仮執行宣言を申し立てる。
- (二) 被上訴人の答弁：1. 上訴及び訴えの追加の請求を棄却する。2. 不利な判決を受けたとき、被上訴人は担保を供託するので、仮執行免脱宣言を申し立てる。

三 判決理由の要約

- (一) 係争契約の第4条第2項には「甲（即ち被上訴人）は『乙（即ち上訴人）に雇用されている期間に』、書面で乙の同意を得ずに、以下の行為をしてはならない。……2. 乙の業務と同じ又は類似する会社、商号又は個人の被用者、受任者、債務引受人又は顧問に就任する」と約定されているが、係争契約の第8条には「本契約は第5、6条の規定を除き、甲と乙の雇用関係の解約、取消、解除又は無効によりその効力を失うことはない」と約定されている。双方が上記約定を通じて、係争契約存続期間における双方の権利と義務に関する約款、つまり第2条の知的財産権の「権益帰属」、第3条の営業秘密の「秘密保持義務」、第4条の「競業禁止義務」等の条項を含む約款を『係争契約の解約又は失効の後まで延期して』適用することに合意していることは明らかである。また、双方は係争契約の解約又は失効の後に、係争契約の上記各条項の約定により権利を行使し、義務を負わなければならない。併せて、競業禁止義務条項は会社が営業秘密と営業利益を保護し不正競争を避けるために、在職及び退職の従業員が以前の会社の業務と同じ事業に従事してはならないと制限する目的を以って制定されたことを参酌し、双方が約定した係争契約第4条第2項及び第8条により被上訴人は雇用期間及び退職後のいずれも前記「競業禁止義務」の約定を遵守しなければならない等という上訴人の主張は認めることができ、根拠がないものではない。

- (二) しかしながら、民法第148条には「権利の行使は、公共の利益に反したり、他人に損害を与えたりすることを主な目的としてはならない。権利の行使と義務の履行は、誠実で信用できる方法によらなければならない。」と規定されている。また民法247条の1にも「当事者一方が予め定められた同類の契約に用いた条項によって定めた契約が次の一つの約定に該当し、その状況が著しく公正に欠くときは、当該部分の約定は無効である。1. 予め定められた契約条項の当事者の責任が免除又は軽減されているとき。2. 他方の当事者の責任が加重されているとき。3. 他方の当事者に権利を放棄させたり、その行使権を制限したりするとき。4. そのほかに他方の当事者に重大な不利益があるとき。」と明らかに規定されている。さらに競業禁止義務の約定は、被用者が在職期間に得た使用者の営業上の秘密又は商業的利益に係る秘密情報について、使用者は被用者が不当な方式で外部に漏洩することで利益が損害を受けることを避けるため、在職期間及び退職後の一定期間に元の使用者の下で働いていた期間に知りえた技術又は業務の情報を利用して競業行為をしてはならないと被用者と約定するものである。退職後の競業禁止義務に係る約定について、それで競業行為が制約される期間、地域、範囲及び方法が社会の一般的観念及び商習慣上、合理的かつ適当であり、制約を受ける当事者の経済的生存能力を危ぶむものではないと認められるとき、その約定は始めて無効ではないと認められる（最高裁判所103年度台上字第793号判決主旨を参照）。

- (三) 調べたところ、係争契約条項は上訴人一方が雇用する不特定多数の労働者と契約することを目的として作成した定型約款契約の条項である。係争契約第8条の退職後の競業禁止義務に係る約定は著しく公正を欠くものであり、民法第247条の1及び第148条の規定により無効である等と被上訴人は抗弁しているが、上訴人はこれを否認している。しかしながら次のとおりである。

1. 係争契約第8条、第4条第2項は被上訴人の退職又は契約解約の後も有効が継続される約定であり、被上訴人の退職後に競業行為が禁止される「期間」が明文化されていないだけでなく、被上訴人の競業行為が禁止される「地域と範囲」も何ら規範がなされていないため、被上訴人の就労権に対する制約は合理的な範囲を超えていないとは言いがたい。
2. 上訴人は次のように主張している。上訴人（会社）は被上訴人の在職期間に、係争契約

第4条第3項約定により1ヵ月あたり被上訴人に対して代償金3930新台湾ドルを競業
禁止義務に対する代償として支払っており、該金額は雇用時の約定に基づき食事手当
てを差し引いた給与の15%として算出したものである。被上訴人が受領した上記代償
金が14万1480新台湾ドルに達し、これは手取り本給の6ヵ月分に相当する。よって
上訴人が被上訴人に「退職後6ヵ月以内」、即ち2013年12月25日から2014年6月
25日までの間に競業禁止義務を履行するよう要求することは合理的であり、被上訴人
が退職後約4ヵ月で臣徳会社に就職したことは、競業禁止義務の制約を受けるべきも
のであり、(上記要求は)公正を欠くものではない。「台積電公司」が上訴人の顧客で
あることについては、被上訴人が明らかに知るところであり、該社を被上訴人の競業
禁止義務の対象と認定することも失当ではない云々。さらに上訴人は「建良への手紙」
(訳注:上訴人から被上訴人に出した手紙)のコピーを提出し、「もしあなたが同業/
競業の企業のために兆発公司の顧客グループ(合計200~300社で、その中に台積電公
司も含まれる...)に駐在したり、接触したりしてサービスを提供するならば、兆発科
技は法的手段をとる...」と書いたことを証拠とした。しかしながら調べたところ次の
とおりである。

- (1)係争契約第4条第3項には「甲の月給の本給に対する15%として算出した金額は、
双方で締結した『秘密保持及び競業禁止協議書』及び本契約第1条、第2条、第3
条で定める義務、責任及び約定を甲が履行する対価としての代償金として乙が甲に
支払い、甲の退職又は双方による本契約の解約まで支払う」等と約定されているが、
被上訴人の給与明細に記載されている3930新台湾ドルの給付名目はいずれも「勤
勉手当」であり、その文字の意味は労働者の忠勤と勤勉に対する対価であり、形式
上の観察において競業禁止義務に対する代償という性質と同じものとは認め難い。
したがっていわゆる「勤勉手当」が競業禁止義務に対する代償としての性質を有す
るのか、係争契約第4条第3項で約定する「対価としての代償金」の誤記であるの
かは、疑義がないものではない。
- (2)たとえ「勤勉手当」が係争契約第4条第3項に約定される「対価としての代償金」
の性質を有したとしても、上訴人が被上訴人の在職期間に毎月「対価としての代償
金」を支払う義務は双方の雇用契約が解約された後も有効であり続けるべきである。
しかしながら上訴人は被上訴人が退職した後、被上訴人に競業行為を禁止する制約
についていかなる名目の代償金も支払っていない。さらに物事の糸口を引き出して
みると、係争の約定である被上訴人が月給の本給の15%として算出した給与は、双
方で締結した「『秘密保持及び競業禁止協議書』及び本契約第1条、第2条、第3
条で定める義務、責任及び約定を履行する対価としての代償金」として上訴人から
被上訴人に支払われたものであり、明らかにこの「対価としての代償金」3930新台
湾ドル/月は、すべてが競業禁止義務の代償としての性質を有するものではなく、係
争契約第2条の被上訴人が雇用期間に生み出した又は創作した知的財産権を上訴人
に帰属させること、及び契約第3条の被上訴人が秘密保持義務を負うことに対する
対価でもある。どのように被上訴人が退職した後も一体化して適用するのかは疑義
がないものではなく、被上訴人が退職後の生活に必要なものを維持できるものはな
く、合理的な代償とは認め難い。したがって上訴人が被上訴人に競業禁止義務の代
償として支払った金額から、被上訴人が退職後6ヵ月の間に競業禁止義務を履行す
るよう合理的に要求できる云々とする上訴人の主張は明らかに根拠がない。
- (3)また調べたところ、台積電公司是書簡にて、上訴人は2014年5月から工場への従業
員派遣駐在サービスを始め、臣徳公司是2012年2月から工場への従業員派遣駐在
サービスを開始した等と述べている。明らかに被上訴人が上訴人に在職していた期
間には、上訴人と台積電公司との間に従業員を派遣駐在させるいかなるプロジェク
トの協議も計画もなく、被上訴人もかつて台積電公司に駐在して働いたことがない
ことは明らかである。被上訴人は台積電公司が上訴人の顧客だと知っており、且つ
台積電公司のプロジェクを請け負うために特に訓練したスタッフであるため、被
上訴人の競業禁止義務の対象に台積電公司が含まれると合理的に解釈できる云々と
いう上訴人の主張には根拠がない。上訴人が被上訴人の退職時に始めて書簡を以っ
て被上訴人に台積電公司以働いてはならない云々と一方的に要求したことは、被上
訴人の承諾を受けていないため、被上訴人を拘束してはならず、その理も明らかで

ある。

3. さらに競業禁止義務（条項）の目的が使用者の商業的利益と営業秘密を保護することであることから、使用者が保障しようとする営業秘密又は商業的利益に係る秘密情報はそれが関わる専門性、独創性、秘密性の性質が高いほど、使用者が競業禁止義務条項でこの営業情報を保障する正当性が高くなる。ただし被用者が使用者の下で習得した特殊な知識又は技能を利用して使用者にとって不利益となる競業行為を行うときのみ、競業禁止義務条項は合理的制限の範囲となる。調べたところ、次のとおりである。
 - (1) 集積回路電路布局保護法（集積回路レイアウト保護法）第 16 条に「本法が保護する回路レイアウト権は、次の各号の要件を有さなければならない。1. 創作者の知的努力によるものであり、盗用していないもの。2. 創作時に集積回路産業及び回路レイアウトの設計者にとって平凡、一般的又は周知ではないもの。」と規定されており、集積回路レイアウトが平凡、一般的で周知であると認められるときは、回路レイアウト権を登録できず、保障を主張できない。調べたところ、35 ヶ月近い被上訴人の在職期間において、研修期間は 20 ヶ月に達しており、前後して新人研修とナノプロセス研修を受けている云々と上訴人が主張しており、被上訴人が在職期間に作成した研修週報、工場駐在時間明細表、研修過程説明書等の書類を証拠として提出した。しかしながら上訴人が被上訴人に提供した在職研修又は実務操作の内容には、集積回路電路布局保護法により登録、取得したいかなる回路レイアウト権があり、その中に平凡又は一般的ではなく、一般人が周知し得ない特殊な知識又は技術があり、競業禁止義務条項による保護が必要なものであることは立証されておらず、（上訴人の主張は）認め難い。
 - (2) 上訴人の会社で従業員は毎月給与を受領する以外に研修費が支出されていないこと、上訴人が被上訴人に対して行ったレイアウトの訓練とは、被上訴人が上訴人の提供する内容（電気回路図、レイアウトコンポーネントモデル、レイアウトスキーム、レイアウトルール、LVS プログラム等のレイアウトモデル資料を含む）について上訴人の指導の下でレイアウトソフトを使い IC レイアウトを経てレイアウト完成結果図を作成したことであること、研修週報は被上訴人による練習作業の成果と講義を整理したレポートであること等を上訴人が自ら認めていることについて、さらに詳細に斟酌した。上訴人によると、被上訴人の研修過程では、授業を通じて基本的な半導体の学理と電子学の基本常識を指導しており、最も重要なプロセスは、受講者がエラーの実務練習においてレイアウトで発生したエラーを個別に解決し、受講者に練習した内容を週報の中に記載するよう要求するところにあるという。以上をまとめると、被上訴人が上訴人のために労務に服していた期間に、上訴人の指導・監督の下で受けた在職研修は IC レイアウトの基本学理の指導と実際のモデルの操作演習のみであり、特殊な知識や技術の伝授はみられないこと、さらにそれら指導と訓練は被上訴人の IC レイアウトに関する実務経験を強化して、上訴人が与えた仕事をこなせるようにすることを目的とするもので、たとえ上訴人がこのために経費を投じたとしてもそれは明らかに経営コストの支出に該当すること、被上訴人が上記在職研修を受けた後に上訴人から訴外人聯発科技（MediaTek）等の企業へ派遣されて IC レイアウト作業を行っており、被上訴人は研修を受けた後、在職期間において上訴人から指示された研修と派遣を通じて仕事の知識と実務経験を養成、蓄積したことは、被用者が一般的な職場での就業で労務を提供するのと同時に得られた自身の能力向上に対するフィードバックであり、この種の被用者が仕事上の経験で蓄積して内在化した資産は、競業禁止義務条項で保護される特殊な知識や技能と見なすことはできず、被上訴人に対する退職後の競業禁止義務の期限と地域に関する制約によって被上訴人はその専門を以って仕事を探すことができず、その生計に深刻な影響を与えていると認めることができ、（制約が）合理的であるとは言い難い。
4. また労働基準法第 9 条の 1 には「次の各号に該当しないとき、使用者は労働者と退職後の競業禁止義務について約定してはならない。1. 使用者に保護を受けるべき正当な営業利益がある。2. 労働者が担当する職位又は職務が使用者の営業秘密に接触又は使用できる。3. 競業禁止義務の期間、地域、就労活動の範囲及び競業行為の対象が合理的な範囲を超えていない。4. 労働者が競業行為に従事しないことで受ける損失について使用者からの合理的な代償がある。前項第 4 号でいう合理的な代償には、労働者が在職期間

に受領した給付を含まない。第 1 項各号のいずれか一つに該当しないとき、その約定は無効である。」と規定されている。上記条文は双方の係争契約が締結された後の 2015 年 12 月 16 日に新設されたが、係争契約における退職後の競業禁止義務に係る約定が著しく公正を欠くものであるか、信義誠実の原則及び公序良俗に反しているか、権利を濫用していないかについては、上記の新設された労働基準法第 9 条の 1 の趣旨と民法第 1 条を引用して解釈及び認定の依拠としてはならないということはない。ここで係争契約第 8 条の被上訴人の退職後における競業行為を禁止する約款を詳細に斟酌したところ、競業行為を禁止する地域及び期間が全く明文化されていないだけでなく、さらに競業禁止義務に対する合理的な代償がなく、競業禁止義務（条項）による保護を受ける正当な利益もない。つまり該条項が被上訴人の自由に仕事を選択する権利を放棄するよう約定することで、その生存権、就労権に対して甚大な影響を与えてしまい、その状況は明らかに著しく公正に欠き、権利を濫用するものとなる。

(四)上訴人はさらに次のように主張している。たとえ係争契約の退職後の競業禁止義務条項が無効だったとしても、双方が雇用関係を解約することで合意した後もなお、被上訴人は雇用関係存続中に発生した上訴人の履行利益を確保し、(契約関係を)解約する行為により(上訴人が)損害を受けないようにするという残存義務を負わなければならない。被上訴人は、上訴人が IC レイアウトエンジニアを半導体関連メーカーに派遣することを目的として被上訴人と雇用契約を結び、被上訴人を含むエンジニアが台積電公司向へ派遣されて駐在する予定であることを明らかに知りながら、被上訴人が退職後に上訴人と競合関係にある臣徳公司に入り、台積電公司向に駐在エンジニアとして派遣されたことは、明らかに残存義務の違反であり、善良な風俗に反する方法で上訴人に損害を与えたため、民法第 227 条、第 226 条第 2 項の債務不履行規定、及び第 184 条第 1 項後段の権利侵害行為規定により損害賠償責任を負う必要がある云々。しかしながら次のとおりである。

1. 学説でいう「残存義務」とは、契約関係が消滅した後、相手方の人身と財産上の利益を保護するため、当事者間で派生した保護義務を内容とし、ある種の作為又は不作為の義務を負い、同項義務に違反すると、契約解約後の過失責任が構成され、債務不履行の規定に基づいて損害賠償を負わなければならない(最高裁判所 95 年度台上字第 1076 号民事判決趣旨を参照)。しかしながら、上訴人が競業禁止義務(条項)による保護を受けべきいかなる特殊な専門知識と技術の正当な利益があるかを立証していないことはすでに認定されている。双方の雇用契約が解約された後もなお、競業禁止義務、すなわち上訴人と同一又は類似の業務又は仕事について雇用されたり、経営したりしてはならないという残存義務を負う云々との上訴人の主張は、採用できない。
2. 次に調べたところ、被上訴人は退職 3 ヶ月後に臣徳公司向に雇用され、当時上訴人とは提携関係がなかった台積電公司向に駐在するよう派遣されたことに、善良な風俗に反する方法を以って上訴人に損害を与える故意があったとは認め難い。
3. さらに、上訴人は被上訴人が退職したことで人員不足となり、台積電公司向が必要とする人員派遣をできなかったという状況をもたらしたことを証明していない。よって被上訴人が臣徳公司向に雇用されて上訴人が台積電公司向のサービス報酬を失ったことによる得べかりし利益の損失があったとは認め難い。

(五)被上訴人が退職した後、係争契約に約定された競業禁止義務を履行せず、在職期間に競業禁止義務の(対価として)代償金合計 14 万 1480 新台幣ドルを受領した法律上の原因はないため、民法第 179 条の不当利得規定により上記金額を返還すべきである云々と上訴人が主張していることについて調べたところ、上訴人が被上訴人の在職期間に給付した「勤勉手当」合計 14 万 1480 新台幣ドルが係争契約第 4 条第 3 項に定められる「対価としての代償金」であるかについて疑義がないとはいえない。たとえこの金額が上訴人が係争契約第 4 条第 3 項に基づいて給付したものであっても、被上訴人の退職前に上訴人が係争契約第 2、3、4 条により各義務を履行する対価としての代償金でもあり、係争契約第 8 条で約定された上訴人が被上訴人の退職後に被上訴人に給付し続ける競業禁止義務の(対価としての)代償金とは係わりない。したがって、係争契約第 8 条に定められる被上訴人の退職後の競業禁止義務に関する条項は無効である。被上訴人が在職期間に受け取った前記 14 万 1480 新台幣ドルは、法律上の原因がないものではない。

以上をまとめると、上訴人が被上訴人に 150 万 2868 新台幣ドルの支払いを請求することは理由がなく、棄却すべきである。原審が上訴人の全面敗訴の判決を下したことは、法に合わないところがない。上訴趣旨で原判決が不当であり、それを取り消して改めて判決を行うよう請求したことには理由がなく、棄却すべきである。上訴人の追加の訴えでは、原審で被上訴人に 14 万 1480 新台幣ドルの元金と金利を支払うよう請求した部分について、さらに民法第 179 条の規定により請求しているが、それも理由がなく、棄却すべきである。以上の次第で、本件上訴及び追加の訴えには理由がなく、民事訴訟法第 449 条第 1 項、第 78 条により主文のとおり判決する。

2016 年 5 月 18 日

労働者法廷 裁判長 許紋華
裁判官 王怡雯
裁判官 李瑜娟

TIPLO
Attorneys-at-Law

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.